

議第34号 呉市都市公園条例及び呉ポートピアパーク設置条例の一部を改正する 条例の制定について

1 改正の趣旨

天応公園及び呉ポートピアパーク内にアーバンスポーツ施設を設置するとともに、都市公園の施設の設置等に係る条件の緩和等をするため、所要の規定の整備をします。

2 主な改正の内容

(1) 呉市都市公園条例

ア 公園施設の建築面積基準の改正

都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」といいます。）において、都市公園に設置する便益施設等の公園施設の建築面積の割合の上限は、2パーセントを参考に各市町村の条例で規定することとされており、呉市では法の基準どおりの2パーセントを上限としています。

しかし、今後の公園の整備や管理運営等において、新たな便益施設等を整備しようとする際に現在の基準が制約となり、求められている規模の施設整備が困難となる可能性があることから、公園施設の建築面積の割合の上限を2パーセントから5パーセントに引き上げるものです。

イ 天応公園におけるアーバンスポーツ施設の新設

天応公園に新たに設置するアーバンスポーツ施設（スケートボードエリア及びBMXエリア）の供用日、供用時間等に係る規定を整備します。

なお、供用日及び供用時間については、今後は、呉ポートピアパークの指定管理者による管理運営を想定していることから、呉ポートピアパークの供用日及び供用時間に合わせます。

また、施設の使用料は原則無料ですが、競技会等で専用使用する場合は、呉市都市公園条例（昭和44年呉市条例第33号）の規定に基づき使用料を徴収します。

施設名	使用料
スケートボードエリア 面積：約1,700平方メートル	原則無料 ただし、専用使用する場合で、入場料の類を徴収しないときは1日につき37,400円、入場料の類を徴収するときは1日につき96,900円
BMXエリア 面積：約180平方メートル	原則無料 ただし、専用使用する場合で、入場料の類を徴収しないときは1日につき3,960円、入場料の類を徴収するときは1日につき10,260円

※ 各施設の面積が確定していないため、専用使用する場合の使用料は概算です。

ウ 権利の譲渡等に関する規制の緩和

現行の呉市都市公園条例においては、公園に公園施設を設けること等の許可を受けた者が、その権利を他人に譲渡等を行うことを禁止するとともに、許可を受けた者の死亡、法人の解散等により当該許可が失効することとしています。

しかし、昨今の官民連携による公園の整備等において、複数の企業が共同企業体を組成し、企業間で様々な権利等を移転するスキームを構築する場合や、許可を受けた者が死亡し、又は法人が解散したときに当該権利義務を相続し、又は承継する場合など、必ずしも権利の譲渡を禁止し、又は許可を失効させるべきではない場合があることから、市長の許可を受けたときは、当該許可を承継することができるものとする特例を設けるものです。

エ 利用料金の規定の追加

天応公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者に利用料金を徴収させるため、所要の規定の整備をします。

(2) 呉ポートピアパーク設置条例

ア アーバンスポーツ施設の新設

呉ポートピアパークに新たに設置するアーバンスポーツ施設（ダンスルーム及び3 x 3バスケットボールコート）の使用料に係る規定を整備します。

施設名	使用料
ダンスルーム	1時間につき1,000円
3 x 3バスケットボールコート	原則無料 ただし、専用使用する場合は、1時間・1面につき500円

イ 使用を禁止している施設の削除

令和6年6月に策定した「呉ポートピアパーク及び天応公園の再整備に係る基本構想」において、除却が妥当とした施設のうち、老朽化に伴う損傷が著しく、来園者に危険が及ぶ可能性があることから既に使用禁止とし、又は令和7年度中に使用禁止とする予定の施設（アーケード及び工房ハウス（彩飾館・創遊館））に係る規定を削除します。

ウ 使用料の改定

次のとおり各施設の使用料を段階的に改定します。

また、呉ポートピアパークの開園時間を現行の「9時から23時まで」から「9時から21時まで」に変更するとともに、各施設を1時間単位で貸し出すことができるように使用料の上限額の見直しをします。

なお、開園時間の変更については、平成22年度から指定管理者との協議を経て既に運用しており、実質的な変更はありません。

施設名	使用料		
	現行	改正後 ※令和8年4月1 日以降	改正後 ※アーバンスポ ーツ施設の供用 開始後
アーケード	1日につき 23,400円	廃止	
イベントガレージ	1日につき 54,300円	1日につき 46,800円	左記と同額
管理棟 (ダンスルーム新設)	1日につき 45,600円	1日につき 43,200円	1日につき 79,200円
管理棟別館	1日につき 68,700円	1日につき 72,000円	左記と同額
工房ハウス	1日につき 31,500円	1日につき 10,800円	左記と同額
多目的ホール	1日につき 36,600円	1日につき 32,400円	左記と同額
野外ステージ	1日につき 10,500円	1日につき 10,800円	左記と同額
3x3バスケットボー ルコート(新設)	—		1日につき 36,000円

※ 使用料の額は、各施設の使用に係る1日の上限額（施設を1日中使用し、かつ、商業活動のため定額の3倍に相当する額で使用する場合の額）です。

3 施行期日

- (1) 2の(1)のア及びウ並びに2の(2)のイ及びウ（一部） 令和8年4月1日
- (2) 上記以外 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日